

ID: 156

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市道路占用規則 第16条		
例 規 番 号	平成17年規則第113号		
【基準】 第16条の規定による。 （占用料減免の申請） 第16条 旭市使用料及び手数料に関する条例（平成17年旭市条例第60号）第5条の規定により 占用料の減額又は免除を受けようとする者は、旭市道路占用料減免申請書（第7号様式）を 市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 157

担当部署: 建設課

処分の概要	占用等の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市法定外公共物管理条例 第4条		
例 規 番 号	平成17年条例第119号		
【基準】 第4条及び第6条の規定による。 (占用等の許可) 第4条 法定外公共物において、次の各号に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 法定外公共物の土地、流水又は水面を占用すること。 (2) 工作物を新築、改築又は除却すること。 (3) 土石、砂れき、竹木その他の生産物を採取すること。 (許可の基準) 第6条 市長は、占用等の許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認められるときでなければ、占用等の許可をしてはならない。 (1) 占用等が当該法定外公共物の用途又は目的を阻害しないものであり、当該法定外公共物の利用者等に対する安全が十分に確保されているものであること。 (2) 占用等に供する土地又は生産物採取の数量は、その目的から考慮して最小限のものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 158

担当部署: 建設課

処分の概要	占用等の継続の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市法定外公共物管理条例 第7条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第119号		
【基準】 第7条の規定による。 (許可の期間) 第7条 占用等の許可の期間は、5年以内とする。ただし、公共性の高いもののうち、市長が特に必要があると認めたものについては、10年以内とすることができる。 2 占用等の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)が前項の占用等の許可期間満了後引き続いて占用等をしようとするときは、期間の満了する日の30日前までに市長あて継続の申請を行わなければならない。			
標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 160

担当部署: 建設課

処分の概要	権利の譲渡等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市法定外公共物管理条例 第13条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第119号		
【基準】 第13条の規定による。 (権利の譲渡等の制限) 第13条 占有者等は、占有等の許可に基づく権利を他人に譲渡し、又は貸し付け、若しくは担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 161

担当部署: 建設課

処分の概要	工事施行の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市法定外公共物管理条例 第19条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第119号		
【基準】 第19条の規定による。 (工事施行承認) 第19条 法定外公共物に関する工事を行おうとする者は、第16条及び第17条の規定による場合のほか、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けて、法定外公共物に関する工事を行うことができる。 2 前項の工事に要する費用は、申請者の負担とする。 3 第1項の規定により承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に工事を行う区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 施工目的 (3) 施工場所 (4) 工事概要及び施行方法 (5) 工事の期間 (6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 164

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市法定外公共物管理条例施行規則 第7条		
例 規 番 号	平成17年規則第114号		
【基準】 第7条の規定による。 (占用料減免の申請) 第7条 旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)第5条の規定により占用料の減額又は免除を受けようとする者は、旭市法定外公共物占用料減免申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日